

◎健康増進法の改正について

【保健所健康づくり課（生涯現役推進担当）】

1 改正法における新たなルール

現
行
法

多数の者が利用する施設の管理者に施設の利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることを努力義務として規定。

改
正
法

対象施設等	ルール	経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙)	
B 上記以外の多数の者が利用する施設 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙	当分の間の措置 【加熱式たばこ】 原則屋内禁煙
飲食店	(喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000 万円以下)かつ客席面積 100 ㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

2 施行スケジュール

2018 年	2019 年 夏頃 9 月 (ラグビーW杯)	2020 年 4 月 7 月 (東京オリパラ)
一部施行① (国及び地方公共団体の責務等) (公布後 6 か月以内で政令で定める日)		
事前周知		
必要に応じて、喫煙専用室の工事等の準備		
一部施行② (学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後 1 年 6 か月以内で政令で定める日)		全面施行 (上記以外の施設等) 2020 年 4 月 1 日